

# 公売公告別紙

## 公売の際の注意事項

### 記

#### 1 入札価額

(1) 課税財産の見積価額には、消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれていますので、最高価申込者の入札価額をもって売却決定します。

(参考) 「課税財産」とは消費税法別表第二（第6条関係）に掲げる財産以外の財産をいい、「非課税財産」とは消費税法別表第二（第6条関係）に掲げる財産をいいます。

(2) 混在財産（課税財産と非課税財産とが混在している財産）の入札にあたっては、それぞれに区分することなく一括した金額で入札してください。

なお、この場合も、最高価申込者の入札価額により売却決定します。

#### 2 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札した金額が見積価額以上で、かつ最高価の価額である者に対して行います。

#### 3 次順位買受申込者の決定

次順位買受申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず、入札された金額により行います。